

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

蓬田村長

市町村名 (市町村コード)	蓬田村 (23043)	
地域名 (地域内農業集落名)	瀬辺地地区 (瀬辺地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○水田は基盤整備されておらず用排水の不良箇所がみられることから、地域でまとめて用排水路の維持修繕を検討する必要がある。
○機械の更新や設備投資に多額の経費がかかり、農業経営に関する見直しや指導が必要である。
○後継ぎがいない農家が多く、若い世代の人材を確保するため、地域のサポート等が必要である。
○サル、タヌキ、アナグマ等の食害が多く、関係機関と連携し、鳥獣害防止対策を検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

中心経営体:16経営体

主な作物:水稻、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

○関係機関との連携により集落営農組織等への組織化を進め、農地の集約、生産コスト削減、農作業の受委託、担い手同士の農地の交換等による農地の流動化を促進する。
○そば等の転作作物の定着化・高付加価値化を進め、経営の安定を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者が担い、離農者の農地を集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用し、農用地の大区画化・用排水路の整備等のための基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村や農協と連携し就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者になりうる担い手等を活用した農作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①サル、タヌキ、アナグマ等の被害を防止するため、情報共有を図り、対策に取り組む。
 ④そば等の転作作物の導入を推進する。